

第3回 虐待防止・身体拘束の適正化委員会

日時：2022年3月9日（水）10:30-

場所：HAP-S

参加者：代表理事、理事1名、管理者3名、児童発達支援管理責任者3名、スタッフ1名

1 支援計画の様式案の確認

・身体拘束を行う状況について欄を追加（HAPの総合的な支援方針の下に追加する）
身体拘束が必要になる利用者のみ、支援計画に入れる。

・印鑑について

支援計画にサインまたは印鑑が必要。どちらでも良い

児発管は今まで通り印鑑のまま

保護者のサイン欄は、サインのみにする。印鑑欄は消す。

保護者への手紙の文章（印鑑について）を変える。

2 支援計画の個人別文言の確認

・文言について確認。問題なし。

3 身体拘束に関する指針の確認

・「利用者」「児童」「利用児・者」など同じ意味の言葉を「利用者」に統一する

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の第44条の記述があるが、
デイサービスについての準用の文言を付け加える

・44条に2があって1がない→法律の文章はそういうものなので修正しない

・語尾の統一（だ、である、ですます調）

→原則、状況についての説明はだ、である調。HAPの意思はですます調。

→そのままにする。

・「HAPの事業所」「当事業所」→「当法人内の事業所」に統一

・「身体拘束廃止委員会」→「虐待防止・身体拘束の適正化委員会」へ修正。

次の文章から「以下、当委員会」へ。

・

・設置目的「検討身体拘束」→「検討、身体拘束」、を入れる（2箇所）

・②身体拘束廃止委員会の構成員から理事を抜く

・誤字・脱字の修正

・「支援計画に、身体拘束の説明を入れる」旨の文章を入れる。

・3、身体拘束廃止のための体制欄に、③委員会の開催について、定期委員会（年2回）、緊急委員会の開催についての文章を追加。

4 運営規程の変更点

- ・「身体拘束の禁止に関する事項」欄の最初に「身体拘束は原則行わない」旨を記入する。
- ・契約書の文言は変更する？→保留
- ・22条に、「指針を示し、運営委員会を設置する」旨を追加で記載する

5 虐待・身体拘束の記録のフォーマットについて

身体拘束について記録する必要がある。

- ・説明書が必要？支援計画の身体拘束欄で足りるのか？→支援計画に説明書の内容を落とし込む。
アート欄の下に入れる。
計画を渡す時に保護者に説明が必要。
- ・経過記録→HAP内での記録を取る。保護者には口頭で説明し、誰がいつ、どういう方法（電話、対面など）で保護者に報告したかの欄を作る。

6 来年度の会議と研修のありかたについて

委員会：年2回

- ・5月しんつる・つるみ担当
- ・11月ふじみ担当

<内容>

利用者の経過について検討
身体拘束の廃止について検討
新しく追加する子供があれば検討
運営規程、指針の改定について
研修日程、内容の相談

- ・研修：年2回
行政の行う研修のフィードバックも行う。

以上